

社会福祉法人桃李会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桃李会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づきこの法人に設置される者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

なお、賞与、退職金等の支給は行わない。

- (1) 常勤の理事については、職員給与に加えて役員報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、理事会及び評議員会の出席等、必要の都度、一定額を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事及び非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めた額とする。

- (1) 常勤の理事の報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等に対する報酬については、別表2に定める額

(報酬の支給日)

第5条

役員に対する報酬の支給は、毎年3月に開催される評議員会又は理事会の開催日に、当該年度分を一括して、支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

2 役員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の月割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	金額
理事長	年額 60,000 円
理事 (理事長を除く)	年額 12,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

役職名	金額
理事長	年額 6 万円
副理事長	年額 4 万 8 千円
評議員	評議員会への出席 1 日につき 3000 円
理事 (理事長を除く)	理事会等への出席 1 日につき 3000 円 各種委員会の立ち合い等理事長が必要と認めた用務 1 日につき 5000 円
監事	理事会等への出席 1 日につき 3000 円 監事監査等への出席 1 日につき 5,000 円